

④ 無料低額診療事業の紹介

無料低額診療事業については、実施施設数は約 260 と横ばいで、地域的に実施施設がないところもある。現在、社会福祉法人、民法法人が当該事業を行う場合には税制上の優遇措置があるが、他の法人が実質的に同じ事業を行っている場合には同じ優遇措置が受けられないのかという議論があった。生活困窮者による未収金発生防止に一定程度効果がある無料低額診療事業のあり方については、外国人、ホームレスへの対応など現代的な意義付けも含め、今後十分な検討を行うべきではないか。

<病院側の取組み>

医療保険制度においては、医療機関に一部負担金の受領義務があることから、一次的には医療機関に回収努力が求められており、積極的に未然防止策を行っていく必要がある。未収金問題に積極的に取組む病院からの報告を基に、具体的には下記のような病院側の取組みを促すべきではないか。

- ・ 所属長の強いリーダーシップの下、未収金問題に取り組む動機付けを行い、医事課内全員で取り組む等病院内における組織的な未収金の管理体制を確立すること。
- ・ 未収金発生前の患者と積極的に関わり、情報を多く取るようにする。その過程で、高額療養費制度などの公的保障制度を周知し、制度の活用を図る。また、期日に支払いがなされない場合は念書等を取り、連絡先等の情報を確実に得ること。
- ・ 入院で発生する未収金の影響が大きいことから、入院時のオリエンテーションを実施し、医療費の支払い方法、高額療養費制度などの各種制度について説明、確認を